

特定施設等に係る岐阜県公害防止条例の届出の手引き

- ・ 特定施設：工場又は事業場に設置される施設のうち著しい騒音を発生する施設であって規則で定めるもの
- ・ 特定作業：建設工事その他の作業のうち著しい騒音又は振動を発生する作業であって規則で定めるもの(届出は騒音のみ^(注5))
 - ・ 提出先：多治見市役所本庁舎1階 環境課窓口(担当：環境保全グループ)
 - ・ 提出部数：正・副2部(書類審査を行い、後日、副本を返却)

岐阜県公害防止条例

届出の種類	様式	内容	根拠条文	提出期日	添付書類
騒音に係る特定施設設置(使用)届出書	第8	・設置する場合 ^(注1)	条例第48条第1項	工事開始の30日前まで	・特定工場等周辺の見取図 ・特定施設の配置図 ・騒音の防止の方法
騒音に係る特定施設設置(使用)届出書	第8	・既設の施設が特定施設に指定される場合 ^(注2)	条例第49条第1項	指定のあった日から30日以内	・特定工場等周辺の見取図 ・特定施設の配置図 ・騒音の防止の方法
特定施設の種類の数変更届出書	第9	・種類ごとの数を変更する場合 ^(注3)	条例第50条第1項	工事開始の30日前まで	・特定工場等周辺の見取図 ・特定施設の配置図
騒音の防止の方法変更届出書	第10	・騒音の防止の方法を変更する場合 ^(注4)	条例第50条第1項	工事開始の30日前まで	・特定工場等周辺の見取図 ・特定施設の配置図 ・騒音の防止の方法
氏名(名称、住所、所在地等)変更届出書	第3	・届出者の変更がある場合 ・工場又は事業場の名称及び所在地の変更がある場合	条例第53条	変更のあった日から30日以内	原則不要
騒音に係る特定施設使用廃止届出書	第4	・届出施設の使用をすべて廃止する場合	条例第53条	廃止から30日以内	原則不要
承継届出書	第5	・譲り受け、借り受けがあった場合 ・相続、合併、分割があった場合	条例第53条	承継のあった日から30日以内	原則不要
事業場内特定作業実施届出書	第11	・事業場内で特定作業を実施する場合 ^(注5)	条例第56条第1項	開始の30日前まで	・特定建設作業の場所の周辺の見取図 ・騒音の防止の方法

注1 工場、事業場等(特定施設が設置されていないものに限る)に特定施設を設置する場合

注2 新たに特定施設となった際、現に工場、事業場(その施設以外の特定施設が設置されていないものに限る)にその施設を設置している場合

注3 種類ごとの数を減少する場合及び直前に届けた数の二倍以内に増加する場合は届出不要

注4 変更が当該特定工場等において発生する騒音若しくは振動の大きさの増加を伴わない場合は届出不要

注5 1. 板金又は製かん作業(厚さ0.5mm以上の金属板加工) 2. 鉄骨又は橋りょう組み立て作業(びょう打ち) 3. チェンソーを使用する作業